

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年11月24日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 1分 散会

付託事件

- (1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願

(2) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市子ども発達支援センターに関することについて (障害福祉課)
- ② (仮称) 子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更に関することについて (障害福祉課)
- ③ 指定管理者の指定に関することについて (子ども課)
- ④ 水戸市医療福祉費支給に関することについて (国保年金課)
- ⑤ 水戸市国民健康保険税に関することについて (国保年金課)
- ⑥ 財産の取得に関することについて (学校教育課)
- ⑦ 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事について (学校施設課)
- ⑧ 訴訟について (介護保険課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	田口米蔵君	副委員長	堀江恵子君
委員	田中真己君	委員	木本信太郎君
委員	高倉富士男君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 所長	根本一夫君	保健福祉部 参事	長須賀良明君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大曾根明子君	福祉総務課長	小山忠君
生活福祉課長	斉藤博之君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	谷津好行君	介護保険課長	荻沼学君
保健所準備 課長	小林秀一郎君		
消防長	清水修君	消防次長	大津孝司君
消防本部技監	綿引信明君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小泉直紀君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大越唯行君	北消防署長	鈴木豊君
南消防署長	石川隆君	火災予防課長	大内康弘君
救急課長	石田宏一君		
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事	今川宗男君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木秀樹君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五上義隆君	総合教育研究 所長	小野司寿男君
教育企画課長	三宅修君	幼児教育課長	鈴木功君
学校施設課長	埴敏之君	生涯学習課長	大澤秀樹君
歴史文化財 課長	白石嘉亮君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君
内原中央公民 館長	龍田理君		

6 事務局職員出席者

総務課 庶務係長	綱島卓也君	書記	嘉成将大君
-------------	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、当委員会の担当書記がかわりましたので、自己紹介をお願いします。

○綱島総務課庶務係長 担当書記になりました綱島と申します。よろしくお願いします。

○田口委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

初めに、平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本請願について、毎回同じような主張をさせていただいておりますけれども、私は賛同するものでありまして、採択すべきではないかと思っております。

改めて、この間の状況を踏まえて意見を申し上げさせていただきます。

年金積立金管理運用独立行政法人GPIFですけれども、今年の8月末に今年の4月から6月期の運用実績が5兆2,342億円の赤字になったという発表がありました。2015年度についても5兆3,098億円の赤字ということで、いわゆる連続赤字という状況になっております。その主たる原因が、株式運用の比率を高め、その拡大によって株価の変動に伴って赤字が巨額なものに上っているという状況にあるわけでありまして。国民の財産である年金の資金を、こうしたことで巨額の赤字を生み出せば、将来の年金の削減や保険料引き上げにはね返るのは、もう必至でありまして、基本的な安定運用の観点から見ますと、このような危険な株式運用拡大というのは見直すべきだと私もは考えております。

その点で、この本請願ですけれども、国民の声が反映したとは言えないその運用の変更については、厳しいチェック体制が本来あるべきであって、その点でガバナンス体制が不十分じゃないかというような趣旨の請願事項であります。ですので、私は当然の要望だというふうに考えておりますので、採択をすべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 平成27年請願第1号についてでございますが、これまでも私も申し上げてきたんですが、やはり運用である以上、ある程度長期的な視点で見えていく必要があるだろうと思います。この間もその運用のマイナスがあったり、またプラスがあったりということでございます。また、長期的な観点では今この運用益というのは数十兆円運用益があるということで、当然、この運用のあり方というのは議論のあるところではありますし、今国会のほうでも年金については、さまざまな議論をされているとかがっております。ですので、今の時点で早急な結論というのはちょっと出しにくい。今の短期的な視点での評価というのはちょっとしにくい状況にあるのかなと思いますので、もうしばらくこの状況、推移をまだ見ていく必要があ

るだろうと私は考えておりますので、できれば継続審査をお願いをしたいと考えております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 田中委員の言われていることは、全くそのとおりだというふうに思いますが、今この日本の経済の中で、この資金運用、これが株価に対しましても大きなファクターを占めているというようなことだというふうに思っています。この運用を変えるとどうなるのかということ考えたときに、景気の後退ということになってしまい、また株価暴落ということにもつながっていくわけでありまして、長期的に考えればこの運用については、もう少ししっかりとした運用の仕方、こういったこともあろうかというふうに思って考えておりますけれども、現在のところ、国においてもこの年金資金の運用、または年金のあり方、こういったものについて根本的に今審議中だと、こういうこともあるわけでありまして、したがって、今回高倉委員がおっしゃったように、短期的な考え方においては確かにマイナス面が多く見えるわけでありましてけれども、日本の経済、そして世界の経済に及ぼす影響と、こういったことも考えたときに、もう少し長期的にお考えをいただくと、こういうことも筋なんではないかというような観点から継続審査の申し出をするものがあります。よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですが、今それぞれの御意見をいただきました。それぞれの意見がある中で、ただいまの平成27年請願第1号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成27年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成27年請願第2号「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本請願も採択を主張してまいりましたが、改めて申し上げさせていただきます。

茨城県の第2次県立高等学校再編整備の後期実施計画というのが出たわけなんですけれども、前期、中期、後期というふうになってきて、その考え方なんですけれども、統合等の考え方として1学年当たり4学級、生徒数160人に満たない場合、その統合を検討するというふうになってはいますが、この県と教育団体との交渉において4学級とする根拠は何なのかという質問に対しても、科学的な根拠が示されていないわけでありまして、教育力の向上、切磋琢磨ということがよく言われますけれども、4学級未満でそれができないかという、そういうことはないわけで、実際問題として機械的にやるというのは非常に問題があるということも見解として示されております。ただ、この後期計画においては、平成30年度に鉾田二高や鉾田農業高校、平成31年度に太田二高と佐竹高校、平成32年度に岩井高校と坂東総合高校というようなあたりが検討対象になっているようなんですけれども、この請願にありますように、基本的な学級編制基準を引き下げて、よりきめ細かな高校教育を実施するという方向でいけば、統合というようなことにはならないと思いますし、

また、それ自体が地域にとって大事な教育機関でありますので、存続をさせていってほしいということで、今年度もそういった陳情、署名運動が幅広く県内で行われているということでもありますので、ぜひこの請願についても採択をしていただければというふうに思います。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 平成27年請願第2号についてでございますが、まず県立高校の少人数学級ということなんです。基本的には義務教育年代における少人数学級というのは、進めてきたものもありますけれども、やはり高等学校となると、少人数学級というのは、果たしてどれほどの効果があるのかということもあります。1つには、やはりこの選抜制度で入学されているということで、ある程度の学力の固まりというか、そういうものもあるだろうというふうに考えていますので、義務教育のように、学力の幅が非常に大きい場合ですね、そういった場合には少人数学級や個別の習熟度別の学習なんかも必要になると思うんですが、果たして県立学校でそういったものがどこまで必要なのかという議論もあると思います。また、今一学区制度でこの県立高校は行っています。これについても前にも申しましたけれども、やはり公平に学校を選択できるという部分では、学区制を取り払ってこういった形になったのかなというふうに思っていますので、その点はやはり公平な制度になっているのかなと思います。また、今各学校においてもいろんな学科の編成であるとか、新たな取り組みなんかも、フレックススクールですとか、またアクティブスクールというものも取り入れて、魅力のあるそれぞれの学校の特色を持ったそういった編成も行われているとうかがっておりますので、やはりこれからこういった取り組みが私は重要になってくるだろうと思いますので、高等学校においては、果たしてこの意見書が本当に必要なのかという部分では、ちょっと私も疑問を感じる部分がありますので、この請願については私もちょっと賛同できない部分がございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、高倉委員さん、田中委員さんからお話が出ましたけれども、高校のいわゆる学級のあり方、状況がどうなっているのかと、こういったことについては、小中学校の所管範囲であれば、私たちも十分審査をしてきたわけでありまして、高校のその学校のあり方、または今、高倉委員さんがおっしゃったようなそれぞれの特色、こういったものをいかにその学校現場の中に反映するかと。こういうことについては、もう少し調査、研究が必要なんではないかなというふうに思っています。したがって、この件につきましては、継続審査ということでいかがかというふうに思いますので、委員長さんのお取り計らいをお願いしたいと思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

それでは、それぞれ御意見を伺いました。

ただいまの平成27年請願第2号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました請願につきましては、当委員会より議長に対しまして閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は8件でございますが、日程中(1)から(7)までの7件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは初めに、水戸市子ども発達支援センターに関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市子ども発達支援センターに関することにつきまして、障害福祉課提出資料に基づき、御説明いたします。

初めに、1の制定理由でございますが、本市では現在心身に発達のおくれがあると疑われる児童に対して、通所による療育を行うため、療育センターを設置しております。しかし、対象児童の増加による療育指導の充実の必要性、現施設の老朽化、利用者の利便性の向上などに対応し、軽度の発達のおくれを含む心身の障害を有する18歳までの子どもに一貫した支援等を行うため、移転新築による施設整備を進めております。このことから、水戸市療育センター条例の全部を改正し、子ども発達支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

2の制定内容でございますが、条文により御説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきます。

初めに、趣旨といたしまして第1条を、子ども発達支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとしております。

次に、設置に関しまして第2条を、心身の障害——これは軽度の発達のおくれを含みます。以下について同じでございます。心身の障害を有する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者——これらを以下子どもといたします。子どもに早期から一貫した発達の支援をするため、子ども発達支援センターを設置するとしております。名称を水戸市子ども発達支援センターに、位置を水戸市上水戸4丁目7番24号に改めます。

次に、事業に関しまして第3条を、水戸市子ども発達支援センター——これを以下センターといたします。センターは次の各号に掲げる事業を行います。

1号、子どもの心身の障害に係る相談に関すること。

2号、療育指導の実施に関すること。

3号、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る相談、助言及び情報提供に関すること。

4号、子どもの心身の障害に係る支援に関する関係機関との連携に関すること。

5号、子どもの心身の障害に関する理解を深めるための啓発に関すること。

6号、前各号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な業務に関することとしております。

次に、通所療育指導を受けることができる者としたしまして、第4条を、センターにおける療育指導——これを以下通所療育指導とします。通所療育指導を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童福祉法第4条第1項第2号に規定する幼児（市長が特に必要があると認める場合にあっては、子ども）及びその保護者とする。

1号、心身の発達のおくれまたはその疑いがあること。

2号、本市に住所を有することとしております。

次に、通所療育指導に係る許可といたしまして第5条を、通所療育指導に係る不許可等といたしまして第6条を定めております。

3ページをごらんいただきまして、委任といたしまして第7条を。

付則で施行期日等を定めております。

施行期日は、平成29年4月1日としております。

2項で準備行為といたしまして、通所療育指導に係る許可その他必要な行為につきましては、公布の日から施行することとしております。

4ページには、参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成28年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○田口委員長 次に、（仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更に関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、（仮称）子ども発達支援センター建設工事請負契約の変更に関することにつきまして、お手元の障害福祉課提出資料により御説明いたします。

（仮称）子ども発達支援センターの建設工事につきましては、本年2月の水戸市議会臨時会におきまして議決をいただき、工事請負契約を締結しております。その概要につきましては、資料の1の工事名から6の契約の相手方に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、7の変更理由でございますが、技能労働者の適正な賃金水準を確保するため平成28年2月に適用されました公共工事設計労務単価の特例措置に基づき契約金額を変更するものでございます。

8の変更契約金額でございますが、当初の契約金額2億3,533万2,000円を89万6,400円増額し、2億3,622万8,400円に改めるものでございます。

次に、平成28年2月公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について、御説明をいたします。

ページを返していただきまして、2ページの参考資料1をごらんください。

1の特例措置の概要でございますが、技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、平成28年2月1日以降に契約を締結し、旧労務単価を適用して積算した工事について設計変更を行い、新労務単価とする

ものでございます。

2の経緯でございますが、特例措置の適用につきまして、国から平成28年1月20日に通知がございました。それに基づいて茨城県から平成28年1月28日に通知がございました。それに準じまして本市におきましても、平成28年2月22日に適用することとしたものでございます。

3の対象工事でございますが、平成28年2月1日以降に契約を行う工事及び委託のうち平成27年度労務単価を適用して予定価格を算出しているものが対象となります。

4の請負代金額の変更方式でございますが、変更後の請負代金額につきましては、次の方式により算出いたします。新労務単価により算出された予定価格、これをP新という記号であらわしております。これに当初契約の落札率、これをkという記号であらわしておりますが、これを掛けて算出をいたします。当初の金額と変更後の金額につきましては、下段の表にまとめておりますので、お目通しを願います。

3ページにつきましては、建設工事変更設計総括表になりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページ以降は、施設配置図・案内図となりますので、こちらも後ほどお目通しをお願いいたします。

説明については以上でございますが、本件につきましては、平成28年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○**田口委員長** 次に、指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○**柴崎福祉事務所参事兼子ども課長** それでは、指定管理者の指定に関することにつきまして、子ども課提出資料により御説明申し上げます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市大町子育て支援・多世代交流センター及び水戸市本町子育て支援・多世代交流センターの2施設を一括管理するものでございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、公益社団法人水戸市シルバー人材センターでございます。公の施設の指定期間満了に伴う平成29年度からの次期指定管理者の選定に当たりましては、水戸市指定管理者制度の運用基本方針に基づき、現指定期間と同様に公募を行ったものでございます。応募団体は2団体ございました。書類審査及びヒアリング等の後、水戸市指定管理者候補者選定委員会において審査を行い、候補者の選定をしたものでございます。

3の指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

その下段に参考といたしまして、地方自治法第244条の2第6項の規定を記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、平成28年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいります。あわせて指定管理に伴います5年間の指定管理料につきましても、債務負担行為として議案を提出してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

○**田口委員長** 次に、水戸市医療福祉費支給に関することについて、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市医療福祉費支給に関することにつきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、地方税法が改正されたことに伴い水戸市医療福祉費支給に関する条例における医療福祉費の支給制限の規定を改正するものでございます。

2の主な改正内容につきましては、医療福祉費の支給制限に係る所得の額の算定における株式等に係る課税譲渡所得等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額と一般株式等に係る譲渡所得等の金額に区分する改正を行うものでございます。

3の施行期日は、平成29年7月1日とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページに条例の新旧対照表を、4ページに参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成28年第4回定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 次に、水戸市国民健康保険税に関することについて、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市国民健康保険税に関することについて、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正の理由は、地方税法及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が改正されたことに伴いまして、国民健康保険税に係る所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に関する特例等の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容といたしましては、1点目といたしまして、上場株式等に係る課税の特例の対象となる配当所得に利子所得を加え、配当所得等とするものでございます。

2点目といたしまして、株式等に係る課税譲渡所得金額等の金額を上場株式等に係る譲渡所得等の金額と一般株式等に係る譲渡所得等の金額に区分するものでございます。

3点目は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等の特例に関する法律の規定によりまして、外国等と相互に非課税とする取り決めに基づき所得税等が非課税とされる当該外国居住者の利子等及び配当等の所得金額について国民健康保険税の算定においては、総所得金額に加える規定を整備するものでございます。

4点目が、地方税法と重複する課税標準の計算に関する規定等を削除するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日とするものでございます。

また、2ページから7ページに新旧対照表を、8ページから11ページに参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成28年第4回定例会に議案として提出させていただき予定でございますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 次に、財産の取得に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 財産の取得に関することにつきまして、学校教育課提出の資料により御説明申し上げます。

新たな学校給食共同調理場につきましては、平成27年度、28年度の2カ年継続事業により改築事業に着手しており、平成29年4月から稼働予定となっております。稼働後、全15中学校及び施設改修等で調理ができない小学校に給食を提供することとなるため、学校給食用容器といたしまして、給食配送及び食器洗浄に必要な容器を取得するものでございます。本件につきましては、3件に分割して発注しておりますので、契約ごとに御説明をさせていただきます。

初めに、1の学校給食用容器（その1）についてでございます。

取得する財産につきましては、(1)の動産の表示のア、ステンレス製温食用保温食缶300個からウ、ステンレス製冷食用保温食缶600個までの3件でございます。

(2)の納入場所につきましては、水戸市立学校給食共同調理場でございます。

(3)の取得予定価格につきましては、1,898万6,400円でございます。

(4)の仮契約者につきましては、水戸市双葉台4丁目569番地の3、三英物産株式会社、代表取締役石塚章でございます。

次に、2の学校給食用容器（その2）についてでございます。

取得する財産につきましては、(1)の動産の表示のア、ステンレス製スプーン・フォーク用籠600個からク、ステンレス製汁食缶300個まで8件でございます。

(2)の納入場所につきましては、水戸市立学校給食共同調理場でございます。

(3)の取得予定価格につきましては、2,808万円でございます。

(4)の仮契約者につきましては、水戸市東野町502番地の1、サイワイ商事株式会社、代表取締役林孝和でございます。

ページを返していただきまして、2ページをごらん願います。

次に、3の学校給食用容器（その3）についてでございます。

取得する財産につきましては、(1)の動産の表示のア、ステンレス製汁わん深皿用籠300個からオ、ステンレス製箸用籠300個まで5件でございます。

(2)の納入場所につきましては、水戸市立学校給食共同調理場でございます。

(3)の取得予定価格につきましては、3,024万円でございます。

(4)の仮契約者につきましては、水戸市双葉台5丁目773番地7、有限会社協立調理機、代表取締役小島茂夫でございます。

4の添付資料につきましては、3ページから5ページまではそれぞれの仕様書、6ページから8ページまではそれぞれの入札調書を添付してございますので、御参照願います。

御説明させていただきました3件の契約につきましては、平成28年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○田口委員長 次に、水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事に

ついて、執行部から説明願います。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事につきまして、学校施設課提出資料により御説明いたします。

工事名は、水戸市立見川小学校屋内運動場並びに見川中学校屋内運動場及び武道場増改築工事でございます。

工事場所は、水戸市見川2丁目。

工事概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積2,650.1平方メートル、延べ面積5,142.2平方メートルでございます。

請負予定金額は10億6,704万円でございます。

仮契約者につきましては、鈴木良・田村・菅原特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役鈴木勝彦でございます。構成員は、代表者のほか水戸市備前町6番43号、株式会社田村工務店、代表取締役松寄武夫及び水戸市白梅1丁目2番33号、菅原建設株式会社、代表取締役下田德行でございます。

添付資料につきましては、ページを返していただき、2ページ、改築前の配置図でございます。

続きまして、3ページでございますが、工事配置図でございます。工事を行う屋内運動場、武道場を中央に、西側に中学校校舎が本年6月に完成しており、東側に小学校校舎を計画しております。

ページを返していただき、4ページは1階平面図でございます。南側に武道場、中央に駐輪場、北側に小学校給食室を設けております。

続きまして、5ページは2回平面図でございます。アリーナは小学校、中学校の3階部分と接続いたします。またアリーナ面積は小学校、中学校の必要面積が確保され、授業等においてはネットにより分割して利用できるよう配慮しております。

ページを返していただきまして、6ページに南・西立面図、続きまして、7ページに北・東立面図でございます。

ページを返していただきまして、8ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

資料の説明は以上でございます。

なお、本工事につきましては、平成28年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

○田口委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言願います。

田中委員。

○田中委員 可能であればという前提ではありますが、子ども課提出の指定管理者の指定に関する案件がございました。子育て支援・多世代交流センターの件ですけれども、先ほど2者応募で書類審査、ヒアリング等の審査を経て決定したということでしたけれども、この5年間にどういうことを事業としてやるというよう

な提案があったのか、審査の概要ですね、そんなようなことがわかる資料があれば御提出いただければというふうに思うんですけども、御検討いただければと思います。

○田口委員長 ただいま田中委員さんのほうから指定管理者の指定に関するこの件で資料請求がございましたが、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いいたします。

ほかに資料請求はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、訴訟について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、今月11日、水戸地方裁判所から水戸市に訴状が送達されておりますので、その概要につきまして、介護保険課提出の資料により、御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

初めに、事件番号、平成28年（行ウ）第21号。

事件名、居宅サービス計画給付費返還請求処分取消等請求事件。

提訴年月日は、平成28年9月29日。

原告は、株式会社タカ、茨城県水戸市河和田町1109番地の1、代表取締役小林恒美、被告はごらんとおり、水戸市でございます。

請求の趣旨でございます。

1、被告が原告に対し、平成26年4月17日付けでした介護サービス計画給付費の返還請求処分及び加算金賦課処分並びにその後の当該給付費返還金に係る督促手数料賦課処分及び延滞金賦課処分を取り消す。

2、被告が原告に対し、平成26年5月21日付けでした介護サービス給付費の返還請求処分並びにその後の当該給付費返還金に係る督促手数料賦課処分及び延滞金賦課処分を取り消す。

3、訴訟費用は、被告の負担とする。

次に、請求の原因でございます。

1、原告は、茨城県知事から、介護保険法に基づき指定居宅介護支援事業者の指定を受け、当該事業等を営む法人である。

2、茨城県知事は、原告に対し、平成25年4月25日に監査を実施し、同年9月27日及び同年11月13日に聴聞を実施した後、同年12月4日、介護保険法の指定取り消しに係る規定に該当すると判断し、平成25年12月31日をもって、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す旨の通知をした。

3、被告は、茨城県による監査の結果を受けて、原告に対し、平成26年4月17日以降、給付費の返還請求に係る本件各処分をした。

4、原告は、茨城県介護保険審査会に対し、平成26年4月22日以降、同年7月1日までに、本件各処分に対する審査請求を行ったが、いずれも平成28年3月23日に棄却された。

5、被告による本件各処分の理由提示は、行政手続法の要求するものとしては不十分であるから、本件各

処分は、理由提示の要件を欠いた違法な処分である。

また、被告による本件各処分の理由は、事実に反しており、本件各処分は、違法である。

6、よって、原告は、被告に対し、本件各処分を取り消すことを求める。

第1回口頭弁論は平成28年12月16日を予定しております。

なお、関連事実といたしまして、1、原告は、茨城県に対し、平成25年12月25日、事業者指定取消処分の取消訴訟を提起し、現在係争中である。

2、また、同処分の執行停止が認められ、現時点においては、事業者指定取消処分の効力が停止されているものでございます。

訴状の内容は以上のとおりでございますが、水戸市の処分は法令に基づき適正に行ったものと考えておりますので、裁判におきましては、顧問弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

報告は以上でございます。

○田口委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

田中委員。

○田中委員 これから裁判ということなので、見守る以外ないとは思うんですけども、3点、一応確認的な意味で御質問させていただきます。

1つは、請求の趣旨は原告側の請求の趣旨ですけれども、介護サービス計画給付費の返還請求処分及び云々とありますけれども、延滞金等ですね。要するに払いたくないということなんだろうと思うんですけども、この請求額というのは、市側から原告に対してどれくらいになっているのかということと、それから2番目の請求の原因にあります。知事が指定の取り消しをしたと。どういうことがあって取り消しということになったのか。幾つか事実があるんだろうと思うんですけども、参考までに聞かせていただきたいというのが2つ目です。3番目は、請求の原因の5つ目に市の手続は違法だと、処分の理由提示が法的におかしいということなんですけれども、そこら辺が争点なのかと思うんですけども、それは市側としてはどういう手続をして、こういう処分をしたのかと。

以上です。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田中委員からの質問にお答えします。

まず第1点目の請求の額でございますが、総額にしますと、508万1,656円です。内訳につきましては、給付費の返還金が369万2,854円、加算金が138万1,302円、それと督促手数料が300円、また延滞金につきましては、処分通知の記載の額としましては7,200円ということになっております。合計しますと、508万1,656円ということでございます。

次の質問の知事のほうですね、茨城県知事の取り消しの理由についての御質問かと思えます。これにつきましては、指定サービス事業者として法令に定められた人員の確保や適切なサービスの提供をしておらず、また虚偽の書類の作成による不正請求等の事実が認められたものとしまして、取り消し処分となっております。

また、3番目の水戸市の返還を求める処分の理由でございますけれども、平成26年4月と5月に行って

ございます。いずれにしましても、4月17日に行ったものにつきましては、やはり指定サービス事業者として法令に定められたサービスをしておらず、また虚偽の書類作成による不正請求の事実が認められたものとして、具体的に申しますと、居宅介護サービス計画を作成する際に、サービス担当者会議を開催しておらず、また月1回以上のモニタリング——利用者に面接を行う作業をする必要があるんですけども、それをしていないにもかかわらず、開催、実施したとして介護報酬を不正に請求、受領したというような理由を付して、こちらは処分をいたしてございます。

以上でございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 事実経過は大体わかったんですけども、ここを利用されていた利用者というのが一番被害を受けると言えば受けるということになると思うんですけども、その対応というか、停止ですから、ほかに移るなりというようなことになったのかなとは思うんですけども、その点はどうなっているのかということ、それから事業運営が適正かどうかということを行行政側としては把握する責任が当然どの民間事業者に対してもあるんだろうと思うんですけども、それはこの場合、経過を見ると、県の監査によって発覚したというか、事実が認定されたんだろうと思うんですけども、そういうことなんでしょうか。つまり市がそういうことを調査するというようなことは、これ一般的には仕組みの問題ですけども、あるのかどうか。つまり、県や市として事業運営が適正かどうかということ把握する体制というんでしょうか、その辺はどういうふうになっているのか。その2点をお聞きしたいと思います。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 田中委員からの2点の質問にお答えいたします。

まず最初に、こちらのタカのほうからサービスを受けていた利用者の方の処遇でございますけれども、こちらにつきましては、別会社が県から指定を受けまして、そちらの会社の名義で事業が移行してやられております。実際介護の現場で働いている方については、そちらの別会社のほうに移行したということをお聞きでございます。ですので、実際利用されていた利用者につきましては、引き続き問題なくサービスが提供されているものと考えております。

また、市としての独自調査はどうなっているのかという件かと思っておりますけれども、県の監査の結果を見させていただきまして、県と連携を図りながら県の監査の状況の資料を参照させていただきつつ、それに基づき水戸市のほうは処分したものでございます。

以上でございます。

○田口委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。ちょっとお伺いしますけれども、この件については、当時3社の不正受給があって、そうして2社については、1社はすぐ返したと、もう1社については後に整理したと。こういうことで今これだけですか、残っているのは。当時3社の不正受給があったというふうに思うんですけども、この会社だけが今係争中ということでもいいんですか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 茨城県との係争については、この株式会社タカ1社のみでございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、当時水戸市の関係しているところで3社あったというふうに思うんですが、あとの2社は解決したということによろしいんですね。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 訴訟になっていません。こちらから請求したものにつきましては、返還の手続のほうに移行してございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この件については今現在利用者については、別会社で受けて従業員も含めてやっているということでありますけれども、事業の取り消しがあったということで、この事業に対して係争中ということでありますけれども、代表者に対する責任とかというのはどうなんでしょうか。というのは、新会社に移行して、いわゆるタカというところの財産については、おおむねほとんどない状況だというふうに思うんですよ。これに勝っても負けても、要はこの役員、社長になっていた方がおいでになるというふうに思いますけれども、この社長になっていた方の個人の責任というのは、この係争で、もしの仮定は答弁できないかもわかりませんが、この事業者が財産がない場合、この不正受給した508万円相当のものについては、どんなふうな経過になるのか。お答えできる範囲でお願いします。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 今度は訴訟を起こすような段階でございますので、今後のこの返還金の取り扱いにつきましては、訴訟の結果を踏まえながら、勝ちましたときには、顧問弁護士と相談しながら請求について進めていきたいと考えております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 心配しているのは、その不正受給があったということを指摘されて、即返還した方もおれば、このように不正を認めないと、こういうような方でごね得というか、そういうことを狙っているわけではないと思いますけれども、どうもそういうふうな節が見えてしまう。こういうふうな事実関係があるように思っています。この当時ですね、水戸市内の在住者の入居者と市外からの流入の入居者、この割合というのは把握していますか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 ちょっと概数で申しわけございませんが、たしか14名程度が水戸市の方で、市外につきましては、恐れ入りますが、ちょっと把握のほうはしておりません。

以上です。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、全体の入居者数はわかりますか。部屋数でも結構です。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 正確な数字はわかっておりませんが、3階建ての有料老人ホームでございましたので、それに見合った人数なのかなというふうに考えております。

○袴塚委員 この場所は私どもにも近い場所にありまして、当時から水戸市内の入居者が少ないことについておかしいのではないかと、こういうようなことが言われていた。こういうふうなことでありました。当時、はやっていたのが東京からの流入を促すような中間業者がいて、そこの連携があったりして、最終的には、この不正受給につながったのではないかと、こういうようなことも当時言われたという状況があります。したがって、この508万円については、少なくともやはりこの水戸市の介護保険から出ているということもあるわけですね、サービスですから。これは水戸市の介護保険の費用からは出ていないんですか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 加算金等を含めて合計で508万円でしたので、給付費につきましては、369万2,854円が水戸市の介護保険から支出されてございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いずれにしても、これを払わなければ市税でも何でも延滞金を取られますよね。したがって、最終的な水戸市の被害というのは508万円ということになるのではないかと思いますけれども、この確実な徴収に向けて、この訴訟がどうのこうのということじゃなくて、私は実は当時早急に差し押さえしないとこのお金は取れなくなってしまうよと、こういうふうな話もしたわけです。当初からこれ裁判になったわけじゃないんですよ。ある程度の時間を経て、そして保全のために相手側がごねてきたと、その中で県がこれをやった。早急に解決すべきだということでありましたけれども、各自治体にまたがっている不正があるので、水戸市単独ではできないんだという答弁を当時いただいていたように思っています。したがって、今回の訴訟というのは、水戸市だけに限ったことなんでしょうか。それとも全県、それから東京も含めたいわゆる入居者の地元に対して訴訟が起こされたのか。水戸市だけが対象なのか、それともこれに対応していた各自治体にも訴訟の事実があるのかどうかというのを把握していますか。

○田口委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 同様の事案で現在訴状の提出を受けているのが、水戸市のほかに5市ございます。実際は日立市、ひたちなか市、土浦市、那珂市、下妻市が受けているという情報をいただいております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私の判断というか、考え方だけでこのことがどうのこうのということではありませんけれども、いずれにしても現額で369万円何がし、そして延滞金も含めて508万円、こういうふうな数字が市民にとっても大変な税金だというふうに思っておりますので、できるだけこの介護保険制度が逼迫化する中にあって、貴重な財源の一部が不正受給されたということだというふうに思っていますので、ぜひしっかりと適切な対応をしていただいて、そして早期の解決を心から望むものであります。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。よろしいですか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時 1分 散会